

広島空港アクセス福山／尾道／三原路線利用促進業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、広島空港と福山市内及び尾道市内並びに三原市内を運行している空港アクセス路線（以下、それぞれ「福山路線」及び「尾道路線」並びに「三原路線」という。）において、中長期的に持続可能な路線の実現に向けて、各種メディア等を活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開し、各路線はもとより、広島空港を利用した広島県東部地域（福山・尾道・三原）の認知度及び興味・関心を高めることで、路線利用者増加を後押しし、もって広島空港及び周辺施設の利用拡大を図るものである。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

12,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年7月23日（木） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年7月27日（月） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年7月29日（水）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 北館2階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当者：佐々木、門田

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp

② 提案書提出期限

令和8年8月3日（月） 午後5時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 機密データの保存等に関する申出書

- ② 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

- ④ 申請書の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
 - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀提案者等として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀提案者等として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島空港振興協議会に対して、その理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和8年8月17日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和8年8月18日（火）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 提案書の審査について

- (1) 審査方法
提出された提案書の内容を基に、あらかじめ定めた審査基準に従い、広島空港振興協議会が設置する公募型プロポーザル選定委員会が審査し、審査基準に定める要件を満たし、かつ最も高い評点を得たものを最優秀提案者として決定する。
- (2) 審査基準
別添「広島空港アクセス福山/尾道/三原路線利用促進業務公募型プロポーザル 審査基準及び配点表」により審査する。
- (3) 結果の通知
審査結果は令和8年8月7日（金）に、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メ

ールで通知する。

4 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

5 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 仕様書
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 機密データの保存等に関する申出書
- ☐ 審査基準及び配点表
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当 佐々木、門田

電話 (082) 513-4014(ダイヤルイン)

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp